

射水市オープンデータカタログサイト構築業務
に係るプロポーザル実施要領

令和5年10月

射水市 企画管理部 未来創造課

1 目的

本要領は、オープンデータカタログサイト構築業務に係るプロポーザルの実施について、必要な事項を定める。

2 業務等の概要

(1) 業務の名称

射水市オープンデータカタログサイト構築業務

(2) 業務の内容

射水市オープンデータカタログサイト構築業務調達仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 事業者の選定方法

事業効果を最大限に発現させるために、プロポーザルにより技術提案を総合的に審査した上で、委託するに最適な事業者を選定するものとする。

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

※公開予定 令和6年3月中旬

(5) 提案限度額

①オープンデータカタログサイト構築 2,206千円(税込)

②運用保守(1年) 440千円(税込)

※この金額は、企画提案の上限額を示すものである。

3 選定方法

提案書、プレゼンテーション、見積価格(構築費・運用保守)を総合的に評価して選定する。

4 参加資格

提案書提出時において、本事業の遂行に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者の欠格事由)のいずれにも該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

- (3) 射水市競争入札参加資格者に登録されていること。
- (4) 富山県内に主たる事業所又は支店を有する者であること。
- (5) 過去にCKANを利用したオープンデータカタログサイトの構築実績があること。
- (6) その他、別紙の調達仕様書で定める内容を満たしていること。

5 スケジュール

(1) 参加意思表明書の提出期間及び方法

提出期間：令和5年10月19日（木）～11月1日（水）午後5時まで

※プロポーザルに参加する意思のある事業者は、参加意思表明書（別紙1）を未来創造課DX推進班まで電子メールにて提出すること。

※詳細については、「7 提案書及びプレゼンテーション」を参照すること。

(2) 質問受付期間、提出場所及び方法

受付期間：令和5年10月19日（木）～10月25日（水）午後5時まで

※質問については、未来創造課DX推進班まで電子メールにて質問書（様式任意）を提出すること。

※受付期間以外に提出された質問は一切受け付けない。

※令和5年10月30日（月）までに電子メールで回答する。

※質問への回答は、市ホームページに掲載する。なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) 提案書の受付期間及び方法

受付期間：令和5年10月19日（木）～11月10日（金）午後5時まで

※提案書を未来創造課DX推進班まで電子メールにて提出すること。

※詳細については、「7 提案書及びプレゼンテーション」を参照すること。

(4) プレゼンテーションの実施

提出された提案書及び提案書の内容に係るプレゼンテーション等の評価を行う。

実施日：令和5年11月21日（火）

※詳細については、「7 提案書及びプレゼンテーション」を参照すること。

(5) 審査結果の通知

結果通知日：令和5年11月30日（木）までに書面にて各事業者へ通知する。

※審査結果についての異議申立て及び問合せ等は一切受け付けない。

※審査内容については、一切開示しない。

(6) 委託契約の締結

審査結果に基づき、最優秀者と契約の締結交渉を行う。

契約締結日：令和5年12月11日（月）

※契約者は、本要領及び仕様書のほか、提案者が作成する提案書に記載の項目につ

いては、責任を持って履行すること。

6 提案の注意事項

(1) 禁止行為

- ①事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②事業者は、自己の有利になることを目的に、本事業の関係者に働きかけを行ってはならない。
- ③事業者は、競争を制限する目的で、他の提案者と提案の意思及び希望価格について、いかなる相談も行ってはならない。

(2) 提案資格の取消し

審査結果の公表日までの間に、最優秀者が次のいずれかに該当した場合は契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。

- ①提案の禁止行為に該当する行為を行った者。
- ②会社更生法に基づく更生手続きの開始、または民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされた者。
- ③不渡手形又は不渡小切手を振り出した者。
- ④地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者。
- ⑤射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止措置を受けた者。

7 提案書及びプレゼンテーション

(1) 提出書類等

①提案書

※提案書は、プレゼンテーション時の資料として利用します。

②参加意思表明書（別紙 1）

③企業概要（別紙 2）

④業務の実施体制（別紙 3）

⑤オープンデータカタログサイト構築実績（別紙 4）

※過去 5 年間に受注した主な案件を記載すること。

⑥費用見積書（様式任意）

※令和 5 年度に要する構築費及び令和 6 年度以降の運用保守経費については、分けて記載すること。

※構築費については、積算の内訳がわかるように記載すること。

※運用保守経費についても審査対象とする。

(2) 提出期限

①参加資格関係書類（前記（1）②、③、④、⑤）

令和5年11月1日（水）午後5時必着

②提案書類（前記（1）①、⑥）

令和5年11月10日（金）午後5時必着

(3) 提出先（事務局）

〒939-0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市 未来創造課 DX推進班

TEL : 0766-51-6614

e-mail : dx@city.imizu.lg.jp

(4) 提出方法

①電子メールにて提出書類等を電子データで提出することとし、送信後に事務局に電話で連絡すること。

②前記（2）①で提出された参加資格関係書類に対しての書面による資格確認通知は行わない。

③提案書の作成等、プロポーザルに関する費用はプロポーザル参加者の負担とする。

(5) 提案書等の作成について

①提案対象

別紙仕様書を踏まえ、下記の項目について具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・ 委託業務に関する考え方
- ・ 委託業務の進め方（スケジュール、操作研修など）
- ・ 提案するシステム概要
- ・ 業務実施体制及び運用・保守体制
- ・ オープンデータカタログサイト構築実績
- ・ その他独自提案（仕様書に記載のない事項についても、射水市にとって有益と認められる提案があれば、概要を記述すること。）

②留意事項

- ・ 表紙には、表題として「射水市オープンデータカタログサイト構築業務に係る提案書」と社名を記載すること。
- ・ 提案書の記述内容に不整合があった場合は、射水市に有利な記述内容を正とみなす。

(6) プレゼンテーションの実施について

①実施日時

令和5年11月21日(火) 午前9時～午後5時

(各事業者の時間は別途、個別に連絡)

※提案事業者の数により、日時を変更する場合がある。

②実施場所(予定)

オンライン(zoom)

※ミーティングID、パスコード等については、参加資格を確認後に電子メールにて通知する。

③実施方法

- ・1者45分以内(プレゼン30分、質疑応答15分)

④留意事項

- ・提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施する。この場合は、評価基準点を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。
- ・プレゼンテーションは、非公開により行う。
- ・本業務に配置される管理責任者又は担当者のいずれかは必ず参加すること。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書により行うものとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。
- ・提案書に記載のない提案については、プレゼンテーションを行わないこと。
- ・プレゼンテーションにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑤審査基準

審査項目	評価内容	
企画提案	事業の考え方	・本事業の目的、内容等を理解した企画提案となっているか ・仕様書に記載した趣旨に合致する内容であるか
	実現性	・事業の実現、具体化のための提案となっているか
	機能性	・利用者にとってオープンデータを利用しやすい提案となっているか ・オープンデータの登録・更新等の作業を効率的に実施するための提案がされているか
業務実施能力・実績	業務実施能力	・カタログサイトの構築が適切かつ確実に実施できるための体制が整っているか ・カタログサイトの運用保守体制が整っているか
	業務実績	・実績から事業を遂行できる能力を有しているか
	見積金額	・見積金額は適切に積算されているか

8 提案者の失格事項

失格事項に該当すると確認された提案者に対しては、書面にて通知する。

(1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①参加資格要件を満たさない場合
- ②提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合
- ③提案のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ④本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(2) 提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ①提出方法が本要領に適合しないもの
- ②記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④記載内容が本要領に適合しないもの

9 プロポーザルの辞退

(1) 参加資格者が本プロポーザルを辞退する場合は、任意の様式により辞退届を未来創造課 DX 推進班まで電子メールにて提出するものとする。

(2) 本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。